

超音波式猫除け器の試用のための貸出しについて

1 目的

小学校、保育園、自治会・町会や区民の方に、区が所有する超音波式猫除け器を試用のために貸出しを行うことで、飼い主のいない猫に起因して発生するふん尿等の被害を軽減することを目的とする。

2 貸出台数

50台

3 貸出期間

貸出しを受けた日から起算して1か月以内とする。

4 料金

無料

(ただし、装置稼働のために必要な乾電池(単一乾電池4本)は借受者の負担とする。)

5 申請方法

区内に住所を有することの証明書類を生活衛生課窓口で提示していただき、申請書に記載の上貸出しを行う。

6 使用上の注意

超音波式猫除け器の使用場所は、借受者の区内の所有地、又は借地とする。

なお、猫の自宅敷地への侵入や糞尿等の被害軽減対策以外の目的では貸出しを行わない。使用中の事故や怪我等は借受者の責任とする。

超音波発生装置を滅失又は毀損したときは、直ちにご連絡いただき、修理や代替品の費用を負担していただく場合がある。

